



# 技能講習等のご案内

建設機械・フォークリフト等の作業は労働安全衛生法で資格証の保有携帯が義務付けられています。当センタでは、この労働安全衛生法に定められた資格取得のための各種講習(技能講習・特別教育等)を実施していますので、ご案内致します。

福岡労働局長登録教育機関

コマツ教育所株式会社 九州センタ

〒811-2112 福岡県粕屋郡須恵町大字植木字才木1265-25

TEL 092-935-4131

FAX 092-935-3936



コマツ教育所 検索

## 1. 講習内容

講習種類	登録番号	講習区分	対象機械・作業例
技能講習	第9号	①車両系建設機械(整地…)	
	第8号	②車両系建設機械(解体用)	
	第14号	③小型移動式クレーン	
	第9号	④高所作業車	
	第16号	⑤フォークリフト	
	第7号	⑥ショベルローダー等	
	第5号	⑦不整地運搬車	
	第25号	⑧玉掛	
特別教育	—	⑨小型車両系建設機械	
	—	⑩ローラーの運転の業務	
	—	⑪高所作業車(10m未満)	
	—	⑫研削といしの取替え業務	
	—	⑬低圧電気取扱い業務(DC750V以下 AC600V以下)	
	—	⑭巻上機(ウインチ)の取扱い業務	
安全教育	—	職長・安全衛生責任者教育	

## 2. 講習日程

中面の講習日程表を参照下さい。

## 6. 受付開始時刻

講習初日の受付開始時刻は午前8時10分からです。

## 3. 受講料

1) 中面受講料金等を参照下さい。(助成金制度、及び給付金制度の利用ができますので事前にご相談下さい。)

2) 受講料の支払いは、当日現金又は事前振込みでお願い致します。

★(注):受講の途中で欠席や遅刻・早退は欠格(失格)となり、また受講料は返金出来ませんのでご注意下さい。

## 4. 申込方法

1) 受講を希望される方は、当センタ指定の受講申込書を取り寄せる(郵送又はFAX送付致します)、又は九州センタのホームページより入手し、事前予約の必要がございます。

2) 受講日程が決まりましたら、受講申込書を受講日の3日前までに届くよう郵送して下さい。

★(注):受講3日前でも定員になり次第締め切りとなります。

3) 受講資格として自動車免許証及び住民票(本籍記載)・パスポート(本籍)、技能講習・特別教育修了証が必要な方は、免許証及び住民票(本籍記載)・パスポート(本籍)・修了証等のコピーを申込書の所定の位置に貼付し、送付して下さい。

4) 業務経験は証明欄に経験年数、会社の社印、代表者印を必ず捺印して郵送又は持参して下さい。

5) 講習日程は都合により変更する場合がありますので、あらかじめご確認下さい。

6) 受講申込書の資格確認後、受講票をFAX又は郵送で送付致します。受講票がないと受講出来ない場合があります。

## 5. 持参品

1) 受講申込書(原本)、受講票、運転免許証、技能・特別教育修了証の原本及びコピー、及び身分証明書となる住民票(本籍記載)等の公的証明書の原本、筆記用具、印鑑(認印可)を持参下さい。

★受講票に記載<当日持参いただくもの>されているもの。(特に玉掛けは注意して下さい。)

★(注):申込書を先にFAXのみ送付の方は受講当日、申込書と上記の原本を必ず持参して下さい。

# 講習日程表 平成24年4月～平成24年9月

備考：(1)各コース共定員になり次第申込を締切らせて頂きますので、御予約は早目をお願い致します。  
 (2)表中の 図は、講習区分による講習日程を示します。  
 ※講習日程は都合により変更する場合がありますので、あらかじめご確認ください。

4 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)(K)			K						K									K			K										
	車両系建設機械(解体用)(P)						P					P									P						P					
	フォークリフト(F)			F				F			F																		F			
	小型移動式クレーン(L)							L			L															L				L		
	玉掛け(T)			T																T										T		
	高所作業車(H)																															
	不整地運搬車(N)																															
ショベルローダー等(S)																																
特別教育	小型建機 ローラー 高所 低圧電気 といし ウインチ											(ローラー)							(低電)		(小建)			(ウインチ)			(高所)		(小建)			
安全教育	職長安全衛生教育																															
5 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)(K)		K						K							K											K					
	車両系建設機械(解体用)(P)											P						P													P	
	フォークリフト(F)			F					F			F												F					F			
	小型移動式クレーン(L)											L														L				L		
	玉掛け(T)			T																									T			
	高所作業車(H)																															
	不整地運搬車(N)																															
特別教育	小型建機 ローラー 高所 低圧電気 といし ウインチ		(小建)																(といし)		(小建)			(ローラー)								
安全教育	職長安全衛生教育																															
6 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)(K)				K				K																		K			K		
	車両系建設機械(解体用)(P)																													P		
	フォークリフト(F)				F				F			F																	F			
	小型移動式クレーン(L)											L																	L			
	玉掛け(T)				T																									T		
	高所作業車(H)																															
	不整地運搬車(N)																															
特別教育	小型建機 ローラー 高所 低圧電気 といし ウインチ				(ローラー)				(低電)									(小建)		(といし)			(ローラー)			(小建)		(高所)				
安全教育	職長安全衛生教育																															
7 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)(K)										K												K					K			K	
	車両系建設機械(解体用)(P)																														P	
	フォークリフト(F)											F											F						F			
	小型移動式クレーン(L)																													L		
	玉掛け(T)																													T		
	高所作業車(H)																															
	不整地運搬車(N)																															
特別教育	小型建機 ローラー 高所 低圧電気 といし ウインチ																															
安全教育	職長安全衛生教育																															
8 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)(K)																															
	車両系建設機械(解体用)(P)																															
	フォークリフト(F)																															
	小型移動式クレーン(L)																															
	玉掛け(T)																															
	高所作業車(H)																															
	不整地運搬車(N)																															
特別教育	小型建機 ローラー 高所 低圧電気 といし ウインチ																															
安全教育	職長安全衛生教育																															
9 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)(K)																															
	車両系建設機械(解体用)(P)																															
	フォークリフト(F)																															
	小型移動式クレーン(L)																															
	玉掛け(T)																															
	高所作業車(H)																															
	不整地運搬車(N)																															
特別教育	小型建機 ローラー 高所 低圧電気 といし ウインチ																															
安全教育	職長安全衛生教育																															

施工検定  
予備講習

建設機械施工技術検定  
実施試験会場となりま  
すので休講となります。

# 講習日程表 平成24年10月～平成25年3月

備考：(1)各コース共定員になり次第申込を締切らせて頂きますので、御予約は早目にお願い致します。  
 (2)表中の 図は、講習区分による講習日程を示します。  
 ※講習日程は都合により変更する場合がありますので、あらかじめご確認下さい。

10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)(K)		K							K							K							K								K
	車両系建設機械(解体用)(P)			P							P						P								P							P
	フォークリフト(F)			F			F				F						F					F			F							
	小型移動式クレーン(L)				L						L						L								L							L
	玉掛け(T)				T						T						T								T							T
	高所作業車(H)		H							H							H								H							H
	不整地運搬車(N)											N																				
ショベルローダー等(S)											S					S																
特別教育	小型建機																															
安全教育	職長安全衛生教育																															

# 受講料金等

受講資格について①各講習科目の免除コース等を申込まれる場合は、受講資格を証明する資格証（免許証等）が必要です。  
②事業者証明の必要なコースを申込まれる場合は、申込書の証明欄に事業者の証明・捺印が必要です。

	講習区分	日数	講習料金(消費税込み)			受 講 資 格	
			時間(H)	受講料(円)	テキスト代(円)		合計(円)
技	車両系建設機械 (整地・運搬・積込及び掘削用)	5	38	80,800	2,000	82,800	下記18H～10Hのいずれにも該当しない方
		3	18	48,000	2,000	50,000	次の①、②のいずれかに該当する方 ①、普通自動車以上の免許のない人で小型車両系建設機械の特別教育修了後、当該機械の運転業務に6ヶ月以上従事した方(事業者証明要)②、鉱山において当該機械の運転業務に6ヶ月以上従事した方(事業者証明要)
		2	14	42,800	2,000	44,800	次の①～③のいずれかに該当する方 ①、大型特殊自動車免許所有者 ②、普通又は大型自動車免許を所有している方で、次の(イ)(ロ)いずれかに該当する方(イ)小型車両系建設機械の特別教育修了後、当該機械の運転業務に3ヶ月以上従事した方(事業者証明要)(ロ)鉱山において当該機械の運転業務に3ヶ月以上従事した方(事業者証明要) ③、不整地運搬車運転技能講習修了者
		2	10	30,800	2,000	32,800	次の①、②のいずれかに該当する方 ①、1級建設機械施工技術士試験でトラクター系、ショベル系の施工法を選択しなかった方②、2級建設機械施工技術士試験で4種から6種に合格した方
	フォークリフト	5	35	38,500	1,500	40,000	下記31H～11Hのいずれにも該当しない方
		4	31	35,300	1,500	36,800	普通自動車、中型自動車、大型自動車、大型特殊自動車(カタピラ限定のみ)いずれかの免許所有者
		3	15	28,000	1,500	29,500	特別教育修了後6ヶ月以上1t未満のフォークリフトの運転業務に従事した方(事業者証明要)
		2	11	20,600	1,500	22,100	次の①、②のいずれかに該当する方 ①、大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)所有者 ②、普通自動車免許以上を所有し特別教育修了後3ヶ月以上1t未満のフォークリフト運転業務に従事した方(事業者証明要)
	小型移動式クレーン	3	20	45,100	1,800	46,900	下記17H～16Hのいずれにも該当しない方
		3	17	40,900	1,800	42,700	次の①、②のいずれかに該当する方 ①、建設機械施工技術検定試験で2種又は6種のいずれかに合格した方 ②、車両系建設機械(基礎工用)技能講習修了者
3		16	40,900	1,800	42,700	次の①～③のいずれかに該当する方 ①、クレーン運転士免許所有者及びクレーン・デリック運転士免許所有者 ②、床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ③、玉掛け技能講習修了者	
高所作業車	3	17	46,000	2,000	48,000	下記14H～12Hのいずれにも該当しない方	
	2	14	40,500	2,000	42,500	次の①～③のいずれかに該当する方 ①、普通自動車以上の免許所有者 ②、次の(イ)～(ニ)のいずれかの運転技能講習修了者(イ)フォークリフト、(ロ)ショベルローダー、(ハ)車両系建設機械、(ニ)不整地運搬車 ③、建設機械施工技術検定合格者	
	2	12	40,500	2,000	42,500	次の①、②のいずれかに該当する方 ①、移動式クレーン運転士免許所有者 ②、小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
不整地運搬車	5	35	94,500	2,000	96,500	下記31H～11Hのいずれにも該当しない方	
	5	31	94,500	2,000	96,500	車両系建設機械(基礎工用)技能講習修了者	
	2	15	47,200	2,000	49,200	普通自動車以上の免許のない方で、小型建機(整地・運搬・積込・掘削用)・(解体用)又は不整地運搬車いずれかの特別教育修了後、当該機械の運転業務に6ヶ月以上従事した方(事業者証明要)	
	2	11	42,800	2,000	44,800	次の①～④のいずれかに該当する方 ①、大型特殊自動車免許所有者 ②、普通自動車又は大型自動車の免許所有者で、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)・(解体用)又は不整地運搬車いずれかの特別教育修了後、当該機械の運転業務に3ヶ月以上従事した方(事業者証明要) ③、車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)・(解体用)技能講習修了者 ④、建設機械施工技術検定試験で2種から6種のいずれかに合格した方	
講	玉 掛 け	3	19	22,800	2,000	24,800	下記18H～15Hのいずれにも該当しない方
		3	18	22,800	2,000	24,800	次の①～③のいずれかに該当する方(いずれも事業者証明要) ①、クレーン等の特別教育修了後クレーン等の運転業務に6ヶ月以上従事した方 ②、鉱山においてクレーンの運転業務に1ヶ月以上従事した方 ③、鉱山において吊り上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転業務に1ヶ月以上従事した方
		3	16	18,600	2,000	20,600	クレーン等で吊り上げ荷重1t以上の玉掛けの補助作業に6ヶ月以上就いた経験を有する方(事業者証明要)
		3	15	18,600	2,000	20,600	玉掛けの特別教育修了後玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した方(事業者証明要)
		3	15(A)	18,600	2,000	20,600	次の①～⑦のいずれかに該当する方 ①、クレーン運転士免許所有者 ②、移動式クレーン運転士免許所有者 ③、デリック運転士免許所有者 ④、揚貨装置運転士免許所有者 ⑤、床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ⑥、小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ⑦、クレーン・デリック運転士免許所有者
習	車両系建設機械 (解体用)	5	35	94,500	2,000	96,500	下記31H～3Hのいずれにも該当しない方
		4	31	94,500	2,000	96,500	車両系建設機械(基礎工用)技能講習修了者
		3	15	42,000	2,000	44,000	次の①、②のいずれかに該当する方 ①、小型車両系建設機械(解体用含む)又は不整地運搬車いずれかの特別教育修了後、当該機械の運転業務に6ヶ月以上従事した方(事業者証明要) ②、鉱山において当該機械の運転業務に6ヶ月以上従事した方(事業者証明要)
		2	11	42,000	2,000	44,000	次の①～③のいずれかに該当する方 ①、大型特殊自動車免許所有者 ②、普通又は大型自動車免許を所有している方で、次の(イ)～(ロ)いずれかに該当する方(イ)小型車両系建設機械(解体用含む)の特別教育修了後、当該機械の運転業務に3ヶ月以上従事した方(事業者証明要)(ロ)鉱山において当該機械の運転業務に3ヶ月以上従事した方(事業者証明要) ③、不整地運搬車運転技能講習修了者
		2	8	42,000	2,000	44,000	次の①、②のいずれかに該当する方 ①、1級建設機械施工技術士試験でトラクター系、ショベル系の施工法を選択しなかった方②、2級建設機械施工技術士試験で4種から6種に合格した方
	1	3	11,200	2,000	13,200	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)技能講習修了者	
ショベルローダー等	5	35	49,300	2,000	51,300	下記31H～9Hのいずれにも該当しない方	
	4	31	46,100	2,000	48,100	普通自動車、中型自動車、大型自動車、大型特殊自動車(カタピラ限定のみ)いずれかの免許所有者	
	2	11	28,100	2,000	30,100	大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)所有者	
	2	9	22,000	2,000	24,000	建設機械施工技術検定に合格した方	
特別教育	小型車両系建設機械(整地…)	2	13	14,750	1,050	15,800	18才以上 小型車両系建設機械(整地…) ローラーの運転の業務 高所作業車(作業床高さ10m未満) 研削といしの取替え業務 低圧電気の取扱い 巻上機(ウインチ)の取扱い
	ローラーの運転の業務	2	10	14,750	1,050	15,800	
	高所作業車(10m未満)	2	9	14,750	1,050	15,800	
	研削といしの取替え業務	1	6	9,950	1,050	11,000	
	低圧電気取扱い	2	14	14,750	1,050	15,800	
	巻上機(ウインチ)取扱い	2	10	14,750	1,050	15,800	
安全教育	職長・安全衛生責任者教育	2	14	16,000	2,000	18,000	職長及び安全衛生責任者になれる方

# 建設教育訓練助成金

## ●建設教育訓練助成金とは？

中小建設事業主等が、雇用する建設労働者のために技能実習を行なう場合、経費の一部を助成(経費助成)、また、中小建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成(賃金助成)する制度です。

- ①経費助成として、**講習料金(消費税除く)の70%**の助成金が支給。
- ②賃金助成として、**講習日数(3時間以上の講習/日)×7,000円/日(最大)**の助成金が支給。  
※講習のコースによっては、①経費助成が受けられないコースもございます。

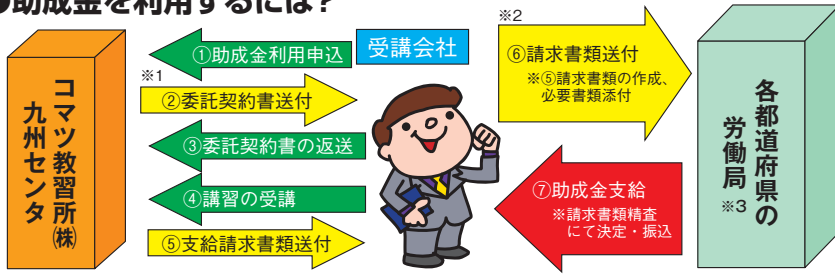
## ●助成金を受取ることが出来る中小企業とは？

- ①建設業であること。(建設業とは、下記の許可業種の区分を参照下さい。)
- ②雇用保険の保険料率が18.5/1,000(平成24年度適用予定)の被保険者であること。
- ③資本金が3億円以下又は従業員300人以下の建設業であること。  
※②頁の保険料率は変更となることがございますのでご確認下さい。

### 【許可業種の区分 建設業法別表第一(下欄)】

- 1.土木工事業 2.建築工事業 3.大工工事業 4.左官工事業
- 5.とび・土工事業 6.石工事業 7.屋根工事業 8.電気工事業 9.管工事業
- 10.タイル・れんが・ブロック工事業 11.鋼構造物工事業 12.鉄筋工事業 13.ほ装工事業
- 14.しゅんせつ工事業 15.板金工事業 16.ガラス工事業 17.塗装工事業 18.防水工事業
- 19.内装仕上工事業 20.機械器具設置工事業 21.熱絶縁工事業
- 22.電気通信工事業 23.造園工事業 24.さく井工事業 25.建具工事業
- 26.水道施設工事業 27.消防施設工事業 28.清掃施設工事業

## ●助成金を利用するには？



- ※1 ②委託契約書は2部作成していただきます。
- ※2 労働局への請求書類の送付期限は、講習終了後2ヶ月以内です。期限を超えた場合には支払われません。
- ※3 ⑥、⑦建設教育訓練助成金の業務は、H23年10月1日以降各都道府県の労働局に移行となりました。ご注意ください。(請求書類の送付先、及び助成金支給元が変更になりました。)

## ●助成金支給予定額

登録番号	講習の種類	コース	講習期間	講習料金(テキスト、税含む)	助成金対象金額(税除く)	適用の可否(経費及び日当/日当のみ)	助成金支給予定額
第9号	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	38H	5日	82,800円	78,858円	○ ○	90,000円
		18H	3日	50,000円	47,620円	○ ○	54,000円
		14H	2日	44,800円	42,667円	○ ○	43,000円
		10H	2日	32,800円	31,239円	○ ○	35,000円
第14号	小型移動式クレーン	20H	3日	46,900円	44,668円	○ ○	52,000円
		17H	3日	42,700円	40,668円	○ ○	49,000円
		16H	3日	42,700円	40,668円	○ ○	49,000円
第10号	高所作業車	17H	3日	48,000円	45,715円	○ ○	52,000円
		14H	2日	42,500円	40,477円	○ ○	42,000円
第5号	不整地運搬車	12H	2日	42,500円	40,477円	○ ○	42,000円
		35H	5日	96,500円	91,905円	○ ○	99,000円
		31H	5日	96,500円	91,905円	○ ○	99,000円
		15H	2日	49,200円	46,858円	○ ○	46,000円
		11H	2日	44,800円	42,667円	○ ○	43,000円
第25号	玉掛け	19H	3日	24,800円	23,620円	○ ○	37,000円
		18H	3日	24,800円	23,620円	○ ○	37,000円
		16H	3日	20,600円	19,620円	○ ○	34,000円
		15H	3日	20,600円	19,620円	○ ○	34,000円
		15AH	3日	20,600円	19,620円	○ ○	34,000円
		3H	1日	13,200円	—	×	○
特別教育	小型車両系建設機械	13H	2日	15,800円	15,048円	○ ○	24,000円
	ローラーの運転の業務	10H	2日	15,800円			
	低圧電気の取扱い業務	14H	2日	15,800円			
	巻上機(ウインチ)取扱い	10H	2日	15,800円			

①詳細は、最寄りの労働局にお問合せ下さい。 ②助成金支給予定額は、変更される場合があります。  
③H24年度の助成金支給予定額は、消費税を除いた講習料金の70%に日当助成金(1日最大7,000円×受講日数)を加えた金額となります。

## 厚生労働大臣指定講座 教育訓練給付制度 受講料の20%が支給されます!

### ●教育訓練給付とは？

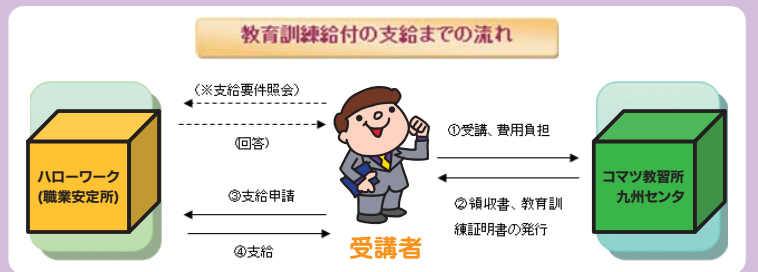
労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。(働く人たちの自発的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と就職促進を図る目的で設けられた教育訓練に関わる給付制度です。)

### ●給付を受けることができる方

雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方(離職後1年以内の受講で下記に該当の方)  
※支給要件期間が3年以上(初回に限り1年以上)ある等の条件を満たしていることが必要です。  
※教育訓練の受講修了後に、ハローワークへ支給申請が必要です。

### ●給付額

受講生本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額  
※10万円を上限とします。4千円を超えない場合は支給されません。



## 教育訓練給付金の支給対象コース 指定期間 H23.4.1~H26.3.31

登録番号第9号

### ●車両系建設機械(整地等)運転技能講習【38Hコース】

指定口座番号 402571110018

【油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダー等の運転】

講習料金 82,800円  
給付予定額 16,560円



登録番号第16号

### ●フォークリフト運転技能講習【31Hコース】

指定口座番号 402571110020

【カウンターバランス形、リーチ形等のフォークリフトの運転】

講習料金 36,800円  
給付予定額 7,360円



登録番号第14号

### ●小型移動式クレーン運転技能講習【20Hコース】

指定口座番号 402571110033

【積載式、クローラー式、トラック式等の吊上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーンの運転】

講習料金 46,900円  
給付予定額 9,380円



※以上の講習コース以外は教育訓練給付金の対象とはなりませんのでご注意ください。

